一、労働者　三六九名（女）
労働者　全員
争議原因
係員不当ノ為メ一月廿二日第十回ヨリ廿二日ニ亘リ紛争継続ス
経過
一、従来ハ一月廿八日迄ニ不払ナリ
一、開店ハ来春三月一日ヨリ実施スルト決定ス

㊂宇都宮石材軌道株式会社（二一五一二、一七）
所在地、宇都宮市材木町八九
労働者　一七七名
参加者　三七名　　大谷石材労働組合
争議原因

同会社ハ従来田宇都宮軌道会社ニ合併シ事務ノ一切ヲ本年二月末ヲ限リ継承スルコトトナリ二月十三日石材部職工三十七名ヲ解雇シ
十四日組合ヲ通シ同十五日ヨリ罷業決行
要求事項
一、解雇者退職者ニ対シ勤続年限ニ応シ年金二十円宛支給スルコト
一、解雇社員ノ退職者ニ対シ一人金五十円宛ヲ支給スルコト
一、争議中ノ日給全額支給ノコト
一、争議費用会社全額負担
二月十七日労資会見ノ結果左記条件ニテ円満解決ス
一、解雇者三十二名ニ対シ一人当金三十円ヲ解雇手当トシテ支給スルコト